

資料1

鈴鹿亀山地区広域連合第7期介護保険事業計画策定部会の概要

- 1 目的 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会設置要綱により設置される運営委員会の部会であり、第7期介護保険事業計画策定に関する調査審議を行い、広域連合長に報告をする。
(別紙 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会設置要綱参照)

- 2 委員構成

学識経験者	1名	
保健医療関係者	3名	
福祉関係者	8名	
被保険者	2名	合計 14名

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会の中から会長が指名する。

定数 14人以内

- 3 委員の任期 平成30年3月31日まで

- 4 開催予定 平成30年3月31日までに、約5回程度

- 5 委員報酬 8,800円(税込)／1回